《H26.2.17　全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料より》

国保保健事業の効果的な実施推進支援事業
～国保ヘルスサポート事業～

国
（保健事業の企画／事業費の補助）

都道府県
（医療費適正化計画・国保広域化等支援方針策定）

【事業費補助】

＜情報提供＞

【事業費補助】

【調整交付金】

＜連携＞

【国保ヘルスアップ事業】
・原則として第三者評価を受ける。
・計画策定段階から保健事業の経費を助成

＜支援＞

国保中央会

保健事業支援中央委員会（仮称）

保健・医療・介護・地域活動の知見を有する者（国保ﾍﾙｽｱｯﾌﾟ事業評価事業委員等）

① 第三者評価実施要綱の策定
②効果的保健事業の調査・研究
③都道府県保健事業推進委員会研修の実施
④コーディネーター研修要領・教材の作成
⑤都道府県保健事業推進委員会の評価結果の分析
⑥評価分析結果を各県へ情報提供

＜報告＞

＜情報提供＞

国保連合会

都道府県保健事業推進委員会（仮称）

公衆衛生、公衆衛生看護学等の専門機関（大学）等

＜全保険者向け事業＞

① KDBを活用した分析結果を保険者へ情報提供
②保険者研修の実施

＜情報提供＞

＜第三者評価委員会（仮称）＞

①KDB等を活用した保健事業計画への助言
②KDB等を活用した保健事業の詳細評価
③国保保健事業のコーディネーター研修

＜第三者評価＞

市町村国保等

（保健事業計画策定）

※KDB等を活用したデータ分析

保健事業の実施

国保ヘルスアップ事業

・健康課題の分析
・保健事業の計画
・保健事業の実施
・保健事業の評価